

11. 特別養護老人ホーム飛鳥晴山苑

[飛鳥晴山苑の理念]

- I 平成 27 年度の重点課題
- II 平成 27 年度部門別事業計画
 - 1. 特別養護老人ホーム飛鳥晴山苑
 - 2. ショートステイサービス飛鳥晴山苑
 - <看護部・医務室>
 - <栄養課>
 - <機能訓練室>
 - 3. デイサービスセンターあすか
 - 4. 介護予防型リハビリデイあすか
 - 5. ケアパートナーあすか
 - 6. 訪問看護ステーション飛鳥晴山苑
- III コンプライアンス活動計画
- IV 修繕計画
- V 防災計画

2015年度（平成27年度） 事業計画

（2015年4月～2016年3月）

飛鳥晴山苑

特別養護老人ホーム飛鳥晴山苑

ショートステイサービス飛鳥晴山苑(介護予防含む)

デイサービスセンターあすか (介護予防含む)

認知症対応型デイサービスセンターあすか (介護予防含む)

ケアパートナーあすか

訪問看護ステーション飛鳥晴山苑

飛鳥晴山苑の理念

- ☆ご利用者の主体性を尊重し、ご利用者が生きがいをもって生活できるよう、ご利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- ☆地域の社会資源として、地域と共に歩み、地域住民に愛される施設を目指します。
- ☆安全と安心をモットーに、信頼されるサービスを目指し、職員研修を通じ積極的に学び、サービスの向上に励みます。

平成26年度の飛鳥晴山苑（高齢）入所部門の稼働率（見込み）は特養95%（25年度実績95%）、ショートステイ114.4%（同114.5%）、特養ショート合算97.1%（同97.4%）であった。一方、在宅部門の延べご利用者数（見込み）は25年度比で一般型デイサービスが0.6%増、リハビリデイサービスが9.44%増、認知症対応型デイサービスが14.6%減、訪問看護24.2%増、居宅介護支援は3%増であった。入所系サービスは概ね現状維持、認知症対応型デイサービスは大幅減となったが、リハデイ、訪問看護の検討が光る1年となった。

さて、平成27年度だが、特養152床の稼働率については北区の入所調整体制が変わらない限り大きな改善は望めないが、退所者の空床へのショートステイ利用（24年度166名、25年度547名、26年度480名見込み）を倍増させるという大きな目標を設定した（1日約3.3名）。この目標を実現するために、空床利用ショートステイについては機能訓練を強化するベッドとしての利用を中心に据えることとし（機能訓練強化型ショートステイ）、そのための人員・機能訓練スペース・設備の充実を図る事業計画とし、稼働率については特養97%、ショートステイ114.4%とした。また、26年度順調に進展した「おむつゼロ」の取り組み（日中のオム

ツ非着用率 25 年 4 月 9%⇒26 年 12 月 45%) 等の自立支援サービスに引き続いて取り組むこととする。

一般型デイサービス、認知症対応型デイサービスについては、利用率向上のための営業力向上と魅力のあるデイサービス運営（中・重度利用者の利用促進、入浴・リハビリ強化、選択的メニュー）に力を注ぐこと、リハビリデイあすかについては介護保険制度改訂に合わせた要介護 1,2 の方向けのサービスの充実を図ること等に努め、利用率については一般型が 26 年度比 6%増、リハデイは同 3%増、認知症対応型デイは 14%増としたい。また、訪問看護は 15%増、居宅介護についてはケアマネ 3 人体制で 1 名＝ケアプラン 35 件・介護予防プラン 4 件を基本とする予算書とした。

いずれにしても、27 年度は介護報酬の大幅な減額（平均 2.27%減）が明らかとなった。各サービスにとっての減額幅を精査・検討したうえで、収支への影響を最小限にする努力を傾けたい。26 年度から本格的に開始された京セラ式原価管理方式については、時間当たり付加価値、重点項目シート等の考え方が職員にしだいに浸透してきており、この方式が本格的に始動する 27 年度には各部門の合理化・強靱化のための討議ツールとしての成果が期待できる。

<平成 27 年度の重点課題>

I. 介護力強化・おむつゼロに向けて

在宅系サービスを中心に介護保険施設の地殻が大きく変動している。これまで特養・ショートステイ等の入所系、デイサービス等の在宅系を問わず介護保険施設に求められてきた第一義的な役割は、レスパイト。家族の介護負担が軽減され、安心・安全であれば、介護施設としてはまずは合格。そんな時代は遥か遠く、求められているのは、「介護度が 4 から 3 へ等、元気になる特養」「楽しくて、ためになるデイサービス」へ。そんな施設をめざして、特養では自立支援＝おむつゼロ運動に力を注いできた。その成果が、25 年 4 月時点での日中のオムツ着用率の平均は 95%。1 年 9 か月後の 27 年 2 月には 51%にまで減少した。平均年齢 88 歳、平均要介護度 4.2 の高齢の方 150 名のうち、74 名もの方々が日中の活動的な時間、ごわごわとしたオムツを着用せず、普通の下着を身に着けてお過ごしになる。トイレは当然、トイレで済ませる。生活の質の改善、人としての尊厳を考えると、このことの意味は極めて大きい。介護職員をはじめとする関係職員の努力に感謝するとともに、その実践＝元気になる特養へのさらなる前進に身が引き締まる思いである。

特養における自立支援の成果は、機能訓練強化型ショートステイのアイデアやリハビリ機能特化型短時間デイサービスの再整備の力になり、27 年度の事業計画に記されるところともなった。

Ⅲ. 医療・介護との連携強化

医療と介護の連携強化が叫ばれて久しいが、当苑ではおむつゼロへの看護のサポート体制の強化、胃瘻・喀痰吸引等の医療処置等の安定的実施、胃瘻から自力摂取への道筋の検討、外来受診での送迎体制の充実等を図っていく。

Ⅳ. 地域に貢献できる施設を目指して

社会福祉法人の社会貢献の強化が指摘されているが、当苑では近隣高齢者(介護保険適用外の)が通院・買い物等の際、手軽にご利用できるように無料での送迎サービス等を検討している。様々な条件についてはこれから検討しなければならないが、なんとか 27 年度下半期までには間に合わせることもできるよう、準備を急ぎたい。

Ⅴ. 京セラ式原価管理手法を活用し、経営基盤の強化を図る。

小さな単位ごとに収益とコストを管理し、職員の労働付加価値を「見える化」することで、職員一人一人が自身の仕事を評価。その総和として施設全体としてのコストパフォーマンスを高める。

《特別養護老人ホーム飛鳥晴山苑》

Ⅰ. ご利用者処遇に関する計画

- 地域の需要に応え、稼働率 97%前後の高位安定を目指す。
 - ・退所⇒新規入所の空床期間（現状）35 日を可能な限り短縮する。
胃瘻増設者を常時、定員の 10%前後受け入れることのできる施設を目指す。
そのために看護職（8名）の安定確保、介護職の医療的ケアのスキルアップを図る。看取り体制の充実を図る。
 - ・入院期間が長くない様に、入院先病院・当施設看護・医務室と連携を密にする。
- ケアマネジメントの強化を図る。
 - ・ケアサービスの根幹であるケアマネジメントを充実させ、ご入居者個々の意志と自己決定を最大限尊重した個別ケアを実現する。
介護・看護・各種加算との整合性の取れた介護計画
- リスクマネジメントを強化する。
 - ・事故対応や苦情対応の記録及びリスクマネジメントの強化。
 - ・事故の際のご家族・行政への情報のスムーズな開示。
 - ・コンプライアンスの遵守。
- ご入居者個々の人間性を尊重し、自立支援につながる介護＝おむつゼロに取り組む。
 - ・ユニットケアの特性を活かし、ご入居者個々の意志と自己決定を最大限尊重した（個別ケア）を実現できるケアサービスを提供していく。
 - ・ご入居者個々の個性や生活のリズムに沿い、また他のご入居者との人間関係を築きながら日常生活をより充実したものと感じていただけるよう支援する。

- ・ご入居者、ご家族、職員とのつながりを今後も深め信頼関係をより一層築き上げる（家族懇談会の開催）。
- ・おむつゼロに取り組む前提として、生活リハビリの強化、水分摂取の見直し、下剤を使わない排便コントロールに注力
- ・残存能力が活かされるようご入居者個々に応じたリハビリテーションの提供を行う。
- ご入居者個々の生活の継続性を維持できる生活環境を提供する。
 - ・個室を中心とする居住環境の利便性と充実性を活かし、生き生きとした時間が送れるよう支援する。
 - ・個別的なライフスタイルを尊重し、個々の興味に沿った活動の支援を行う。
 - ・様々な交流（地域の児童、幼児等との交流会、多様なボランティア、イベント等の企画等）を体験し、施設・ユニットを超えた社会関係を築き上げる。
 - ・年間行事を通じ、ご入居者、ご家族、職員との連携を築き、ともに寄り添う社会生活をつくり上げていくよう支援する。
- ボランティアの受入、協力体制を強化する。

II. 職員体制・処遇に関する計画

- 介護職常勤換算 73 名＝ワンフロア 18 名・各ユニット介護職 4.25 名+フロアリーダー1 名+介護長を基本配置。
73 名+特養看護師 7 名=80 名。152 名÷80 名=1.9 人。
可能な限り日勤帯で勤務できるプラスアルファ人員及びおむつゼロを支える介助員を確保する
- 介護職員の力量を客観的に評価できる仕組みを工夫し、介護現場の安定化、人件費率の抑制の為に、早・遅勤務、夜勤勤務可能な非常勤勤務者を安定確保する。
- 介護職員処遇改善加算を資格、力量、介護現場安定化への貢献度等を踏まえて適正配分する。
- 介護職員の腰痛を防止するための施策を具体化する（ノー・リフティング文化の構築）

III. 施設整備に関する計画

- リスクの高いご利用者の受け入れ増加に伴い、ベッドセンサー、エアマット、リハビリ用品等介護上必要な備品整備を計画する。
- 修繕計画
外構部の植栽を整備する。電気使用量を節約するための LED 導入等を検討する。施設・設備の経年劣化に備える。

IV. 年間行事計画・研修計画

1. 方針

- ①おむつゼロに取り組む。
- ②看取りケア研修を進める。
- ③認知症ケアの専門性を高める。
- ④高齢者の特性についての認識を深める。
- ⑤接遇マナーを共有化する。

- ⑥喀痰吸引等のケア研修を進める。
- ⑦ユニットケアについての共通認識を深める。
- ⑧実習指導を積極的に進める。
- ⑨衛生管理を徹底する。
- ⑩技術・手技

月	行事計画	研修計画
4月		新規採用職員研修
		身体拘束廃止委員会開催（月）
		リスクマネジメント委員会（偶数月）
5月	端午の節句	褥瘡対策委員会
6月	家族懇談会	感染対策委員会
7月	七夕	
8月	納涼祭	褥瘡対策委員会
9月	敬老会・防災訓練	感染対策委員会
10月		給食委員会
11月		褥瘡対策委員会
12月	防災訓練・クリスマス	感染対策委員会
1月	元旦新年祝い	
2月	節分	褥瘡対策委員会・給食委員会
3月	雛祭り・防災訓練	感染対策委員会

※その他、防火管理委員会・行事实行委員会・衛生委員会等必要時に行う。

研修においては外部研修を随時、内部研修においては後日、年間計画を立案し、実施する。

V. 相談員室

●ご利用者処遇に関する計画

地域の需要に応え、定員 172 名(ショートステイを含む)の稼働率向上(目標値 100%)を目指す。

1. 病院と連携を密にして、7日以上入院者に対する決め細やかな対応。
2. 長期入院者、契約終了者の空床の迅速・スムーズなショートステイ利用の促進
3. 可能な限り、空床にしない仕組みづくり
新規面接訪問のスピードアップ体制（看護師が同行できない場合等の対応マニュアルの整備）
4. ご入所者の権利擁護に万全を尽くす。
5. 平均要介護度（平成 25 年度 4.2）の重度化を踏まえた介護・生活環境づくりに注力する。
6. ヒヤリ・ハットに鋭敏に反応し、危機管理意識を向上させる。
・体調不良者の把握と、看護室・配置医師との連携を強化して、長期入院者が発生しない仕組みづくり。

●相談室業務体制

特養・ショートステイ合わせて相談員を3名、ケアマネ専任者を2名配置し、互いの連携を緊密にして、特養空床利用を円滑に進める。

●コンプライアンスを遵守できる体制の整備

法令・条例・通知等についての研修、就業規則等の掲示の確認

《ショートステイサービス飛鳥晴山苑》

I. 課題と計画

ショートステイ専用の20床については常に稼働率115%前後をキープしており、特養空室の利用についても25年度は延べ547名、26年度は延べ480名が利用見込みであり、介護保険外の緊急ショートステイも積極的に受け入れているなど、北区近隣のショートステイ利用ニーズに迅速・適切に対応してきた。27年度はこの実績を更に上伸させ、ショートステイの潜在需要を掘り起こすために、機能訓練を強化したサービスをスタートさせる。このサービスは主として特養の空床を継続利用していただくことで(イメージとしては3か月をワンクールとして、毎月1週間程度利用していただき、その間、集中的に機能訓練を実施し、訓練効果を高めるもの)、特養空床の利用率を改善する狙いがある。介護保険制度の改定で示された個別機能訓練加算にも重なるサービスと位置付けており、1日平均3名・年間延べ利用者約1,000名を見込んでいる。

II. ご利用者処遇に関する計画

●ご入居者個々の人間性を尊重したケアサービスの提供

ご入居者個々の人間性をより深く理解することにより、満足度の高いケアサービスを提供するよう心がける。

- ・ご入居者に寄り添い、共に生活していく『ユニットケア』を実践する。
- ・ご家族とのつながりを重視したケア体制作りを行う
- ・食事・入浴・睡眠等、個々の生活慣習・嗜好を尊重し満足のいく生活の支援を行う。
- ・ご入居者一人一人に応じた多様なリハビリテーション・レクリエーション活動を提供する。

●いきいきとした毎日を送るための生活環境の提供

ご入居者が、『張り合いのある生活』『満足の得られる生活』を送ることを最優先とした対応を心がける。

- ・日々の日常生活の中での生きがい作り・生きがい活動の支援を行う。
- ・多様な交流の場、魅力あるイベント等の企画など、楽しみの機会の提供を行う。

●北区との連携を強化し、緊急ショートステイ、迷子老人保護等も積極的に受け入れる。

III. 職員処遇に関する計画

特養の項参照

IV. 施設整備に関する計画

特養の項参照

V. 修繕計画

特養の項参照

VI. 具体的行事計画・研修計画

特養の項参照

VII. 相談員室

●ご利用者処遇に関する計画

1. 地域の需要に応え、特養空床の利用促進（25年度比50%増）のために、特養相談員、地域のケアマネ事務所との連携を密にする。
2. 胃瘻造設の方等、医療依存度の高いご利用者も積極的に受け入れる（全ご入居者の1割程度）。

<看護部・医務室>

I. ご利用者処遇に関する計画(健康管理)

1. 自立支援のための具体的な役割の明確化とその目標の設定
 - ①ユニットより下剤調整の依頼を受け、配置医に報告、円滑に処方調整を図る。
 - ②自立支援が効果的なご入所者を選定し、モデルケースとなれるよう介護職員と密接に協力する。
2. 入所面接のための聞き取り調査
 - ①本人およびご家族(キーパーソンまたは後見人)と事前面接を行い記録作成。
 - ②面接時の報告・記録に基づき、カンファレンスを行う。
 - ③ご利用者個別の健康管理に関する基本項目の抽出と確認。
3. 入所後、一週間の健康状態の観察と把握
 - ①身体的・精神的な変化はないか。施設生活に順応できているかを確認する。
 - ②不適応状態があれば、医師および関係者間(家族および相談員・ケアマネジャー・介護職員等)で意見交換し対処方法を考える。
4. 介護職と連携して医療依存度の高い方を安定的に受け入れる体制を整備する(胃瘻造設者を定員の10%・15名程度の受入)。
5. 日々の生活への健康管理
 - ①早番、遅番の担当看護師は、各階を巡回しケアワーカーからご利用者の健康状況情報を受け対処する。
 - ②各階担当看護師は当日ご利用者の心身状況を観察・把握しケアワーカーと協働してケアを行う。問題状況があれば上司へ報告し必要な対処をする。
 - ③インフルエンザ、ノロウイルス等感染症の拡大阻止に最善をつくす。
6. 定期健康診査の実施
 - ①一般健康診断(年1回):業者委託し希望者のみ実施(10月～11月頃)
 - ②歯科訪問健診(年1回):滝野川歯科医師会よりご利用者全員診査(10月～11月頃)
7. インフルエンザ予防接種の施行
 - ①季節性インフルエンザ予防接種(10月～11月頃)
 - ②その他(必要時)
8. 日常生活健康維持の援助
 - ①高齢者の健康管理について、全般的な方策を立て実践する。

- ②ケアワーカーおよびその他関連部門と連携して、日常の保健衛生および運動・生活動作・リハビリなど個々に適した指導および援助をする。
- 9. 継続する既往疾患、慢性疾患症状の看護
 - ①担当医師の指示による身体機能障害等を補完する医療用具を用いたケアの見直し、服薬と副作用等の注意(嘱託医による定期診療の介助、服薬管理)
 - ②疾患の経過観察および異常兆候の観察
 - ③必要時、受診の手配と対応
 - *緊急時は、緊急対応マニュアル(参照)に沿って対処する。

II. 職員の健康管理

- 1. 定期健康診断とインフルエンザ予防接種の実施(職員健診の援助とその結果に対する適切な健康指導)
- 2. 日常における保健指導とメンタルヘルスに関する健康相談の強化
- 3. 腰痛防止のためのノン・リフト介護の可能性を探る。

III. 感染症発生時の対応(マニュアル参照)

IV. 教育・研修に関する企画と実施および苑外研修への参加

< 栄養課 >

I. ご利用者のための栄養ケアマネジメント

- 1. 特養の栄養マネジメント・療養食加算、ショートステイの療養食加算、通所介護事業所の栄養改善サービス加算等加算体制への正確な対応。
- 2. 自立支援＝おむつゼロ運動に資する栄養管理・水分摂取策の緻密化
- 3. 常食化推進の検討(可能な限り自分の口で、普通食を)
- 4. ノロウイルス等、食の安全性への信頼性の向上・強化

II. ご利用者に喜ばれる食事の提供に努める。

晴山会他事業所との連絡・連携の強化、随時メニュー、食材の検討
食事の改善についてのご利用者の要望を委託業者に伝達し、早期に改善できる体制づくりに努める。

III. 給食管理

- ①行事食の実施(予定表:別紙参照)
- ②献立確認
- ③給食会議の実施
 - 特別養護老人ホーム:第2水曜日
 - 就労・生活支援センター:第4月曜日
- ④検食の実施
- ⑤委託会社との食事提供向上の為の会議の実施
- ⑥厨房管理(設備・道具等)

IV. お誕生日ケーキの提供

(ユニット調理の企画・運営も検討中)

V. 食事箋・正確な食数管理

VI. 嗜好品管理

＜機能訓練室＞

I. 自立支援＝おむつゼロ運動への積極的なかわり。

残存能力を活かし、ご本人らしく楽しく過ごせるように支援する。評価、福祉用具の検討などを実施し、介護職員との連携を強めて、日常生活の改善に努める。

II. 外部研修への積極的な参加

外部研修の参加により、知識、技術を獲得し、ご利用者の ADL, QOL の改善に努める。

III. シーティング、ポジショニング検討の継続

適切な福祉用具の選定・使用方法の伝達の制度が向上することにより、より快適な生活の提供を図る。

《デイサービスセンターあすか》

一般型、認知症対応型

I. ご利用者処遇に関する計画

【運営面】

- 選択的なサービスを多彩に用意し、その結果を定期評価する仕組みを作る。
- インフォーマルサービスとの連携
 - ・ ボランティアの積極的な受け入れ態勢の確保（傾聴ボラ・将棋ボラ等）
- 柔軟な受け入れ態勢
 - ・ 営業力を強化し、入浴、機能訓練等、ご利用者のご希望にかなうサービスの充実を図る。
 - ・ 介護度、医療依存度の高い方を積極的に受け入れる。
- 稼働率の向上（広報）
 - ・ 平日の 1 日平均利用者数を一般型 35 名、認知症対応型 10 名とし、稼働率の向上を図る。
 - ・ 飛鳥晴山苑のホームページ、ブログ、地域の居宅介護支援事業所、デイネット、北区高齢福祉課担当窓口等と緊密な連携を図り又、ホームページの事業所案内等積極的に PR に努めるなど、稼働率で対前年度比一般型、認知症対応型ともに 8%増を目指す。
- 27 年度介護保険の制度改定に向けて、要支援サービス、個別機能訓練等、加算項目の見直しを進める。

【個別面】

- ご利用者個々の人間性をより深く理解・尊重することにより、満足度の高いケアサービスを提供するよう心がける。
 - * モニタリング・アセスメントの充実・情報共有のシステム化
- 適切なタイミング、内容のケアを行うことにより、ご利用者の安全を図り、より深い信頼を得られるようにする。
- 食事・入浴・排泄等、個々の生活慣習・嗜好を尊重し満足のいく生活の支援を行う

- * 職員介護技術・洞察力・折衝力等、向上のため各種研修・マニュアルの改善・作成
- ご利用者個々に応じた多様なレクリエーション、交流の場、魅力あるイベント等の企画など、楽しみの機会の提供を行う
- * 定期的にクリエイティブな企画運営会議の開催
- 褥瘡、胃瘻、インスリン注射等、医療依存度の高い方の積極的な受け入れを図る。

II. 職員処遇に関する計画

1. 職員のスキルアップを計るため苑内・苑外研修を強化する。
2. 社会情勢に伴うサービスの変更に対する計画的な人員確保。
3. 職員間における各種情報の周知を徹底することにより、チームとして、よりまとまったケアを行い、サービスの質を向上させる。

《介護予防型リハビリデイあすか》

- I. 4階の介護予防通所介護事業（リハビリデイあすか）の延べご利用者数は25年度約5600名、26年度6150名(見込み)など順調に推移してきたが、27年度は介護報酬の大幅減額（20%のマイナス）、介護予防サービスの地域支援事業への移行（28年度より）の影響がどの程度のものになるか、予測を難しくしている。27年度事業を開始するにあたって、要支援1.2の方の延べご利用者数約3%増に加えて、要介護1.2の方の受け入れも積極的に進める計画とした。
- II. ご利用者の参加意識を高めるプログラムの提供に努めること、職員のスキルアップを図るため、苑内研修、外部研修に積極的に参加する。
- III. 4階で火曜・金曜に行われる北区委託事業（元気アップマシントレーニング等）を実施する。

《ケアパートナーあすか》

I. ご利用者処遇に関する計画

- ・ ご利用者一人ひとりが自宅での自立した生活が送れるよう配慮したケアプラン作成に努める。
- ・ 介護度の重い方、医療面でのサポートを必要な方の受け入れに配慮する。
- ・ 介護予防につながるプラン作成に努める（介護給付対象者の受け入れ）。
- ・ 26年度のケアプランの作成数に合わせ、ケアマネを4名から3名に減員。当分の間、要介護の方のケアプラン数は1名35ケース、合計105ケースを基準とし、特定事業所加算Ⅲを取得出来る体制とする。ただし、ケアプランの動向を見定めながら、再び4名体制になるよう準備をする。
- ・ ご利用者アンケートを実施し利用者による評価を受ける、内外の研修に積極的に参加すること等により、個々のケアマネのスキルを向上させ、利用者サービスを充実させる。

II. 職員処遇に関する計画

- ・ 当分の間、常勤3名体制とし、主任介護支援専門員＝2名(うち1名は管理者兼務)、介護支援専門員1名とする。

- ・内部コミュニケーションの充実を図る（居宅ケース会議の開催を継続する）。

Ⅲ. 他部門・他事業所との連携を強化する

- ・飛鳥晴山苑高齢者あんしんセンター（地域包括支援センター）との連携を強化することはもちろん、他の地域包括・居宅介護支援事業所との連携を密接にし、互いに顔の見える関係を構築する。

*定例会議にてケース検討等話し合い(ケアマネ会議・在宅サービス担当者会議)

*困難ケース対応（受け入れ・支援）の相談

*ケアマネ支援講座等への参加

- ・飛鳥晴山苑の居宅部門(デイサービス、ショートステイ、訪問看護)との連携・協力体制を深める。

Ⅳ. 研修計画

北区健康福祉部介護保険課主催研修、各団体主催研修(認知症／ケアマネスキルアップ等)、地域包括主催研修、北区認定調査員研修、コンプライアンス研修、介護福祉士等、介護保険施設の職員としての専門性を高める各種研修、教育に力を注ぐ。

《訪問看護ステーション飛鳥晴山苑》

Ⅰ. 運営の方針

- ①24時間365日、療養生活と在宅看取りの支援を行う。
- ②赤ちゃんからお年寄りまで、地域の中でその人らしく、よりよく生きることを支援する。
- ③訪問看護を必要としている方が、必要としている時に、質の高い看護サービスを提供する。
- ④地域ネットワークを大切にし、在宅ケアシステムの構築を図る。
- ⑤退院調整会議への参加。病態変化が見込まれる利用者へのスムーズな特別指示書発行体制の確立。
- ⑥状態に応じた訪問時間・回数の提案
- ⑦飛鳥晴山苑のショートステイ利用等を視野に入れたご利用者対応。
- ⑧30分未満・1時間未満・1時間30分未満当の比率の合理的な配分を考慮する。
- ⑨緊急時訪問看護加算・特別管理加算・ターミナルケア等の加算率向上を図る。
- ⑩苑内他の事業所との関係を緊密にし、互に顔の見える関係性を構築する。
- ⑪学習会、家族介護者教室等の開催を通じて当苑のPRを積極的に行う。

Ⅱ. 職員体制

- ①センター長 正看護師（1名）
- ②正看護師（常勤換算6.6名）※うち2名は非常勤
- ③常勤OTを1名、非常勤PTを1名。
- ④非常勤事務員1名
- ⑤常勤看護師の安定確保（常勤看護師6名~7名体制）

<コンプライアンス活動計画>

社会福祉法人が運営する事業にとって、法令の遵守は最重要の任務であると認識し、介護保険法の設置基準、運営・人員配置の基準、加算の要件など、さまざまな法令についての学習・検討会を開催する予定である。

また、27年度も引き続いて、身体拘束廃止委員会活動（年4回開催）を始め、虐待等の人権・権利擁護についての勉強会の実施（随時）、事故・苦情等への迅速な対応にも取り組んでゆく。

<修繕計画>

大規模・中規模の修繕の必要性は現状では感じられないが、数年後を視野に入れた実施の為に、引当金等の準備をする。

1. 設備保守のため床ワックスがけ等を適時施行
2. 運営に関する備品・設備の定期確認に伴い補修整備の施行
3. 節電、節水システムを選定し、その導入を図る。

<防災計画>

- I. 北区消防署との連携を取り、年間数回の防災、避難訓練を実施する。
- II. 施設内に防火管理委員会を組織し、防災・避難訓練の計画、防災上のさまざまな課題について検討する。
- III. H23年3月11日の大災害の経験を踏まえ、防災拠点・2次避難場所としての役割を、絶えず明確にしておく。
- IV. 防災協定を締結した地元自治会との協力関係を深める。

<資金収支予算書>

別紙参照